

2-1-2：災害救助物資の供給に関する協定書（プラス株式会社ジョインテックスカンパニー、株式会社フジヤ號）

加古川市（以下「甲」という。）、プラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）及び乙の関係小売販売店株式会社フジヤ號（以下「丙」という。）は、災害救助に必要な物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙又は丙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙又は丙に対して乙又は丙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（連携事業）

第3条 甲、乙及び丙は、災害時に円滑に連携するため、平時から次に掲げる事業について可能な範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 甲が主催する防災訓練やイベントへの参加及び協力
- (2) 甲が管理する防災倉庫の管理についての助言及びサポート

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、別表に定めるもののうち、甲から乙又は丙に対する要請時点では乙又は丙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請）

第5条 甲が乙又は丙に物資の要請をするときは、原則、スマートガバメントサービスを始めとする乙運営のWebサイト又は乙指定のFAXオーダーシートで発注するものとする。ただし、当該手段により発注が不可能な状況が発生した場合には、甲乙丙協議のうえ定める方法にて行うことができる。

（協力の実施）

第6条 乙又は丙は、前条の発注を受けたときは、対応可能な限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙又は丙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡する。

（物資の引渡し等）

第7条 物資の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙又は丙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（経費の決定）

第9条 物資の供給に係る経費は、災害発生直前における適正な価格（引渡までの運賃を含む。）を基準として、災害発生後の変動等を考慮し、甲及び乙又は丙協議のうえ決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第10条 乙又は丙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、すみやかにその代金等を支払うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前3か月までに、甲乙丙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(連絡先)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する事項を、正確かつ円滑に伝達するため、連絡先を別に定めるものとする。

(事業所運営)

第13条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙及び丙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年11月17日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市

市長 岡田康裕

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー

カンパニープレジデント 北川一也

丙 兵庫県加古川市加古川町北在家2055番地
株式会社フジヤ號

代表取締役 山本亜也夫

別表（第4条関係）

災害時における供給物資

種類	物資名
衣類	下着、タイツ、靴下、タオル、ハンカチ、スリッパ、部屋着、防寒着、靴他
飲食用品	カセットガス、カセットコンロ、紙コップ、紙皿、割り箸、フォーク、スプーン、調理具、やかん、ラップ、アルミホイル、台所洗剤、包丁他
衛生用品	おむつ(乳幼児用)、おむつ(大人用)、尿漏れパッド、ティッシュ、ウェットティッシュ、生理用品、マスク、消毒液、ガーゼ、綿棒、清浄綿、ビニール手袋、包帯、絆創膏、冷感シート他
口腔ケア用品	歯ブラシ、電動歯ブラシ、歯みがき粉、子ども用歯ブラシ、子ども用歯みがき粉、歯みがきシート、フロス、うがい薬、入れ歯洗浄剤他
入浴用品	ボディソープ、シャンプー、コンディショナー、ドライシャンプー、洗顔料、体ふきシート、バスタオル、洗面用具、バスマット、シャワーチェア他
家電製品	電気ポット、延長コード、電気ストーブ、扇風機、テレビ、ドライヤー、乾電池、ランタン、懐中電灯、携帯用充電ケーブル、洗濯機他
上記以外の生活用品	耳かき、ヘアブラシ、ひげ剃り、コンタクト液、保湿クリーム、カイロ、蚊取線香、殺虫剤、トイレットペーパー、清掃用具、洗濯用洗剤、雨具他
食料品	アルファ米、おかゆ、パン、飲料、ベビーフード、育児用ミルク、嗜好品他
寝具	タオルケット、毛布、枕、寝袋他
その他	文房具(筆記具、テープ類等)、作業用具(作業着、安全靴、軍手、投光器等)、防犯ブザー、物干し竿他